

E i w a N e w s

受取配当等の益金不算入、貸倒引当金制度の改正

平成 27 年 5 月
(No. 118)

本誌 No.114 で平成 27 年度税制改正大綱の概要をご紹介しました。

(なお、同改正法は 3 月 31 日に参議院で可決・成立し、同日付で公布されました。)

今回はその税制改正項目の中から、受取配当等の益金不算入制度についてご説明します。

また、貸倒引当金制度については、資本金 1 億円超の 3 月決算法人は平成 27 年 3 月期が経過措置の最終事業年度になるため今決算から適用がなくなりますのでご注意ください。

なお、両制度における簡便法の基準年度が変更されましたので、あわせてご紹介します。

[1] 受取配当等の益金不算入

1. 区分

平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合が次のとおりになります。

株式等の区分	益金不算入割合	保有要件等
完全子法人株式等	100%	100%グループで配当の計算期間において、100%保有を継続中の株式等
関連法人株式等	100%	配当の計算期間において、1/3超保有を継続中の株式等
その他の株式等	50%	、 、 以外の株式等
非支配目的株式等	20%	配当の基準日に保有割合5%以下の株式等

従前の関係法人株式等に相当する関連法人株式等の保有期間について、以下のような違いがあります。

・関係法人株式等：

配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前 6 月以上引き続き有している場合

・関連法人株式等：

配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有している場合

配当等の額の計算期間とは前回の配当基準日翌日から今回の配当基準日までをいいますが、関連法人株式等につきましては、この期間が 6 月以上の場合には 6 月となります。

2. 公社債投資信託以外の証券投資信託

公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額が益金算入とされることとなります。ただし、特定株式投資信託の収益の分配の額については、上記区分の非支配目的株式等としてその収益の分配額の 20%相当額を益金不算入とします。

3. 負債利子控除

改正前は、負債利子がある場合には関係法人株式等及びその他の株式等の配当等の額から控除をしていましたが、今改正により負債利子控除の対象が関連法人株式等に限定されました。

また、改正政令によると控除負債利子額の計算の原則法で用いられる「総資産の帳簿価額」については、「その他有価証券評価差額」の加算・減算が不要となっていますので注意が必要です。

4. 注意点

平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度で支払を受けた配当等から、株式等の区分の判定は基準日をもとに行われます。

これは、基準日が改正法の施行日前であっても同様です。



< 上記図で 26 年 10 月以前から株式保有割合が 30% であった場合 >

改正前では、区分が関係法人株式等で、益金不算入額が「配当等の額 - 負債利子控除額」だったものが、今改正により区分がその他の株式等となり益金不算入額は「配当等の額 × 50%」となります。

[2] 簡便法の基準年度

27 年度改正により、受取配当等の益金不算入制度の負債利子控除額及び貸倒引当金制度の実質的に債権とみられないものの額に関する簡便法の基準年度が以下のように変わります。

- ・平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度

よって、適用初年度では基準年度が当期のみであるため、簡便法で計算した額と原則法で計算した額が理論上同じこととなります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。